「富山県医師確保計画(案)」の概要について

1 計画策定の趣旨

平成30 (2018) 年7月に医療法及び医師法の一部が改正され、医療計画に定める事項に、医師の確保に関する事項(医師確保計画)が追加されたことから、国のガイドラインに基づき策定するもの。

全国ベースで三次医療圏ごと及び二次医療圏ごとの医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価 した「医師偏在指標」が厚生労働省において算出され、これに基づき、都道府県が医師少数区 域・医師多数区域等を設定し、①医師確保の方針、②確保すべき目標医師数、③目標医師数を達 成するための施策、という一連の方策を定め、医師少数区域等における医師の確保を行い偏在是 正につなげていくもの。

2 計画期間

令和2 (2020) 年度から令和5 (2023) 年度までの4年間 (令和6 (2024) 年度以降は3年ごとに見直しを行う。)

3 計画の概要

(1) 新たな医師偏在指標

- ・従来、一般的に指標としてきた「人口10万人対医師数」に、地域の医師の年齢や、地域住民の年齢、患者の流出入等を加味し、厚生労働省が医師偏在指標を算出
- ・国のガイドラインでは、医師偏在指標の上位1/3を「医師多数区域」、下位1/3を「医師少数 区域」と設定することとされた。新川・高岡・砺波医療圏は、下位1/3ではないものの相対的 に医師が不足していることなどから、医師の確保を特に図ることとする。

都道府県・ 医療圏	医師数 (人)	医師偏在指標	全国順位	区分
富山県	2, 671	220. 9	30/47	医師多数でも少数でもない県
新川医療圏	245	183. 2	152/335	医師多数でも少数でもない区域
富山医療圏	1, 509	263. 2	53/335	医師多数区域
高岡医療圏	639	187. 7	138/335	医師多数でも少数でもない区域
砺波医療圏	278	178. 7	164/335	医師多数でも少数でもない区域

(2) 医師確保のための施策

県全体での医師の充足を目指して、引き続き、総合的な医師確保対策に積極的に取り組む。

① 短期的施策

- ・ キャリア形成プログラムの策定・運用等
- 特別枠卒業医師等の定着支援及び派遣調整
- 医師の働き方改革を踏まえた勤務環境改善支援
- 自治医科大学卒業医師の派遣

② 中長期的施策

- ・ 令和2 (2020) 年度、令和3 (2021) 年度の特別枠の定員の確保
- ・ 令和4 (2022) 年度以降の医学部特別枠の定員については、今後国が新たに行う医師の 需給推計等を踏まえて検討

(3) 産科・小児科に限定した医師確保計画

産科・小児科について、政策医療の観点などから、個別に医師偏在指標が示されており、全体計画とは別に産科・小児科に限定した計画を定める。